

キャッシュカードを利用した取引の一部制限対象年齢の引き下げについて
～特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み～

令和5年3月20日
上川中央農業協同組合

当組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、令和5年4月25日（火）より、J Aバンクキャッシュカードを利用した取引の一部制限対象年齢を改定させていただきます。

全国的に特殊詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、A T M操作に不慣れな高齢の方をA T Mに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 改定内容

以下に該当するお客さまは、J Aバンクキャッシュカードを利用した1日あたりの「出金＋振替（振込含む）合計金額」を10万円に制限させていただきます。

改定後（令和5年4月25日～）	改定前（平成30年4月27日～改定日前日）
過去3年以上、J A貯金口座でのお取引がない 満65歳以上の個人のお客さま	過去3年以上、J A貯金口座でのお取引がない 満70歳以上の個人のお客さま

※ 利用制限の判定は口座単位で行います。また、判定および制限開始時期についてはJ A基準によるものとします。

2 その他

対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、平日の営業時間内にお届印、本人確認書類（運転免許証等）、通帳をご持参のうえ、窓口までお申し出ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ
上川中央農業協同組合
(本所)金融共済課 6-5312
(支所)管理金融課 2-1111